補助金調書

補助金名 居宅介護支援事業者業務支援事業補助金 担当誌 (資格先) 介護福祉院(百EL733 - 5452) 交 付 先 ■ 団体 居宅介護支援事業者 区分 その他の補助金									
交付先決定方法 ②	補助金名	居宅介護支援事	業者業務支援事	5業務支援事業補助金					
② (公募の場合) に募要件 (非公募の場合) 全ての居宅介護支援事業者等が介護報酬の支払い対象とならない補助対象業務を行った場合は、補助金を請求できる為。	交 付 先	■ 団体	居宅介護支持	居宅介護支援事業者		その他の補助金		金	
「京募要件 (非公募の場合) 非公募の理由 会工の居宅介護支援事業者等が介護報酬の支払い対象とならない補助対象業務を行った場合は、補助金を請求できる為。	交付先決定方法	■ 非公募							
非公募の理由 行った場合は、補助金を請求できる為。 補助開始年度 平成12 年度 経過年数 15 年度 居宅介護支援(介護予防支援)を受けていない要介護者等に対し、介護支援専門員等 が住宅改修の申請に必要な理由書を作成した場合、介護報酬の支払対象とならないが あい。居宅介護支援(介護予防支援)を受けていない要介護者等でも住宅改修に関するもの。 居宅介護支援(介護予防支援)を受けていない要介護者等でも住宅改修に関するもの。 平成28 年度 延長回数 0 回									
居宅介護支援(介護予防支援)を受けていない要介護者等に対し、介護支援専門員等が住宅改修の申請に必要な理由書を作成した場合、介護報酬の支払対象とならないがあ、居宅介護支援(介護予防支援)を受けていない要介護者等でも住宅改修に関するもの。									
補助金の目的 及び 補助対象事業 が住宅改修の申請に必要な理由書を作成した場合、介護報酬の支払対象とならないが め、居宅介護支援(介護予防支援)を受けていない要介護者等でも住宅改修に関する 助言や理由書の作成提供が円滑に受けられるよう、理由書作成経費の一部を助成するもの。 ・ 本 は	補助開始年度		12/2 1 3/						
終期を延長する 理由	及び	が住宅改修の申 め、居宅介護支援 助言や理由書の	請に必要な理由 爰(介護予防支援	書を作成した)を受けてい	場合、介記ない要介	護報酬のき 護者等でも	支払対象とな も住宅改修に	らないた 二関する	
理由 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 1件あたり 2,000円 【間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) 646 千円 (516) 千円 644 千円 634 千円 644 千円 634 千	補助金の終期	平成28 年	度 延長回数	0	回				
で付対象経費及び補助金の算定方法等 【間接補助の場合)間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準】 「では、変付性数】 (下段: 決算】 (※1)									
(間接補助の場合)間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準 交付状況等		1件			∄方法•考》	え方】			
【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	間接補助とする理由 及び再交付先への配	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
(※1)	【上段:交付件数】 【下段:決算】	当該年度	前年月	前年度		度	前々々年度		
護支援専門員等に対し補助金を交付。 前年度補助事業 の主な実施概要 居宅介護支援(介護予防支援)を受けていない要介護者等でも住宅改修に関する助言 神助金交付 相助金交付		646			322		317	件 634 千円	
補助金交付や理由書の作成提供を円滑に受けることができ、適切な住宅改修を行うことで自立した					要介護者	等の理由	書を作成した	t:居宅介	
		や理由書の作成	提供を円滑に受け						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。